

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年11月8日認可した。

平成25年11月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名 |
|-------------|-----------------------------|
| 坂出市王越土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）木沢地区 |
| 善通寺市土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）善通寺地区 |
| ” | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）稲川地区 |
| ” | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）京田地区 |
| ” | 単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）谷地区 |
| ” | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）龍王谷池地区 |
| ” | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）墓股地区 |